諮問日:平成30年1月30日(平成29年度(最情)諮問第79号)

答申日:平成30年6月15日(平成30年度(最情)答申第19号)

件 名:最高裁判所が判事補志望者に対して実施した面接選考に関する文書の一部

開示の判断に関する件(文書の特定)

答 申 書

第1 委員会の結論

「70期の判事補志望者に対して実施した、最高裁判所の面接選考に関する文書(実施日時、実施場所、実施方法、面接担当者の肩書及び氏名等が書いてある文書をいうものの、これに限られない。)」(以下「本件開示申出文書」という。)の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、平成29年11月2日付け最高裁判所事務総局人事局長通知「裁判官採用のための面接について」(以下「本件開示文書」という。)を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断(以下「原判断」という。)は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年1月5日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示文書以外に面接担当者の配席図が存在すると思われる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

70期の判事補志望者に対して実施した最高裁判所の面接選考の事務に関しては、苦情申出人が指摘する面接担当者の配席図を含め、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を作成する必要はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 平成30年1月30日 諮問の受理

② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 同年3月23日 本件開示文書の見分及び審議

④ 同年5月25日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 苦情申出人は、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書が存在 する旨を主張する。しかし、本件開示文書の記載内容及び判事補志望者に対し て実施する面接選考に係る事務の性質に照らせば、本件開示文書以外に文書を 作成する必要がないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とは いえない。そのほかに最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文 書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示文書以外に本件開示申出文書に 該当する文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおりであるから、原判断については、本件開示文書以外に本件開示 申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判 断した。

情報公開·個人情報保護審查委員会

麥	員	長	髙	橋		滋
委		員	久	保		潔
委		員	門	口	正	人